

児童発達支援・放課後等デイサービス 利用の流れ



◆問合せ先◆

障害福祉課 地域支援担当

TEL : 048-775-5122 FAX : 048-776-8872

1. 市役所 障害福祉課 の窓口で申請をする

持ち物

- ・本人と保護者のマイナンバーのわかるもの
- ・障害者手帳
(障害者手帳を持っていない場合は、医師の診断書などが必要です。事前に障害福祉課にお問合せください。)

2. 窓口申請後の流れ (A または B を選択)

A 障害児相談支援事業所にプラン作成を依頼する

B 保護者自身が直接プランを作成する (セルフプラン)

A 事業所にプラン作成を依頼

障害児支援利用計画(案)を作成する「障害児相談支援事業所」を探し、プラン作成を依頼する

●事業所がやること

- ・本人、保護者のサービス利用の意向や状況を聞き取る
- ・聞き取り内容をふまえて障害児支援利用計画(案)を作成し、上尾市へ提出

約
1
か月

B 保護者がプランを作成

窓口でセルフプランを記入する



受給者証の発行

市の支給決定後、支給決定通知書と受給者証を交付します。

●事業所がやること

- ・担当者会議を実施し、本人、保護者、関係機関職員、障害児相談支援事業者で支援方針を共有
- ・障害児支援利用計画を確定し、上尾市へ提出



利用契約

利用予定の児童発達支援・放課後等デイサービス事業所に受給者証を提示して利用を申し込み、保護者と事業所で契約を結びます。

サービス利用開始